

令和元年第1回砂川市議会臨時会

令和元年5月8日（水曜日）第1号

○議事日程

- 臨時議長挨拶
- 開会宣告
- 開議宣告
- 仮議席の指定
- 日程第 1 選挙第 1号 議長選挙について〔議長就任挨拶〕
- 日程第 2 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について〔副議長就任挨拶〕
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 市長挨拶
- 日程第 7 仮議長の選任を議長に委任することについて
- 日程第 8 議案第 1号 常任委員及び議会運営委員の選任について
〔正副委員長互選報告〕
- 追加日程第1 常任委員会委員の辞任について
- 日程第 9 選挙第 3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第 2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第 5号 議員の派遣について
- 追加日程第2 調査第 1号 所管事務の調査付託について
- 追加日程第3 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
継続第 2号 社会経済委員会継続審査
継続第 3号 議会運営委員会継続審査
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 選挙第 1号 議長選挙について [議長就任挨拶]
- 日程第 2 会議録署名議員指名
北谷 文夫議員
永関 博紀議員
- 日程第 3 会期の決定
自 5月 8日 1日間
至 5月 8日
- 日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について [副議長就任挨拶]
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 市長挨拶
- 日程第 7 仮議長の選任を議長に委任することについて
- 日程第 8 議案第 1号 常任委員及び議会運営委員の選任について
[正副委員長互選報告]
- 追加日程第1 常任委員会委員の辞任について
- 日程第 9 選挙第 3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第 2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第 5号 議員の派遣について
- 追加日程第2 調査第 1号 所管事務の調査付託について
- 追加日程第3 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
継続第 2号 社会経済委員会継続審査
継続第 3号 議会運営委員会継続審査

○出席議員（13名）

議長	水島 美喜子 君	副議長	増山 裕司 君
議員	中道 博武 君	議員	永関 博紀 君
	多比良 和伸 君		佐々木 政幸 君
	高田 浩子 君		飯澤 明彦 君

増井浩一君
沢田広志君
小黒弘君

北谷文夫君
辻 勲君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	平林高之
総務部長	熊崎一弘
兼会計管理者	
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局審議監	山田 基
総務課長	東 正人
政策調整課長	井上 守
税務課長	堀田一茂

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形 讓
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

- 農業委員会事務局長 福士 勇 治
7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。
- | | |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 和 泉 肇 |
| 事 務 局 次 長 | 川 端 幸 人 |
| 事 務 局 主 幹 | 山 崎 敏 彦 |
| 事 務 局 係 長 | 渡 部 秀 樹 |

○議会事務局長 和泉 肇君 おはようございます。事務局長の和泉でございます。

本日は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、北谷文夫議員が年長ですので、ご紹介申し上げます。

議長席のほうへお願いいたします。

◎臨時議長挨拶

○臨時議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまご紹介をいただきました北谷文夫と申します。

令和の年が砂川市にとって幸多い年でありますようにお祈りを申し上げたいと思います。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○臨時議長 北谷文夫君 ただいまから令和元年第1回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○臨時議長 北谷文夫君 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長 北谷文夫君 議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○臨時議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第1 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長 北谷文夫君 日程第1、選挙第1号 議長選挙についてを議題といたします。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順

次投票を願います。

ただいまの出席議員は13人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長 和泉 肇君 それでは、お名前を申し上げます。

議長席から見まして、前列の左側から投票をお願いいたします。

飯澤明彦議員、小黒弘議員、質問席を挟み、右側行きまして、佐々木政幸議員、沢田広志議員、高田浩子議員、2列目に参りまして、左から多比良和伸議員、辻勲議員、永関博紀議員、中道博武議員、増井浩一議員、増山裕司議員、水島美喜子議員、北谷文夫臨時議長。

以上であります。

〔投 票〕

○臨時議長 北谷文夫君 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいまから投票箱をあけて、開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に中道博武議員及び佐々木政幸議員を指名いたします。

両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票13票、無効投票はゼロであります。有効投票中、水島美喜子議員1票、小黒弘議員1票、辻勲議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、水島美喜子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました水島美喜子議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によりまして告知をいたします。

ここで、水島美喜子議員のご挨拶をお願いいたします。

○議長 水島美喜子君（登壇） お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様のご推挙によりまして、歴史と伝統ある砂川市議会の第23代の議長にご選任を賜りまして、心から感謝を申し上げます。まことに身に余る光栄であり、その重責を痛感しているところでございます。令和という新しい時代、これからの砂川市の発展と市民福祉の推進、また議会の円滑な運営に誠心誠意努めてまいりますとともに、議会のさらなる活性化に向けて努力をしていく所存でございます。議員の皆様方、理事者の皆様方の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○臨時議長 北谷文夫君 これをもちまして臨時議長の職務を無事務めさせていただきました。議員各位のご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

水島美喜子議長、議長席にお着きを願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時16分

〔議長 水島美喜子君 着席〕

再開 午前10時17分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第2、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び永関博紀議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、5月8日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第4、選挙第2号 副議長選挙についてとします。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は13人です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

投票の用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長 和泉 肇君 それでは、お名前を申し上げます。

議長席から見まして、前列の左側から投票をお願いいたします。

飯澤明彦議員、小黒弘議員、北谷文夫議員、質問席を挟み、右へ参りまして、佐々木政幸議員、沢田広志議員、高田浩子議員、2列目に参ります。左から多比良和伸議員、辻勲議員、永関博紀議員、中道博武議員、増井浩一議員、増山裕司議員、水島美喜子議長。

以上であります。

〔投票〕

○議長 水島美喜子君 投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

ただいまから投票箱をあけて、開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に多比良和伸議員及び佐々木政幸議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員に符合しています。

そのうち有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票中、増山裕司議員11票、小黒弘議員1票、辻勲議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、増山裕司議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました増山裕司議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、増山裕司議員のご挨拶をお願いします。

○副議長 増山裕司君（登壇） このたび砂川市議会副議長の要職につかせていただくことになり、心から御礼を申し上げますとともに、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いをしております。水島議長の補佐役として、先輩、同僚議員の皆様のご支援、ご協力をいただきまして、自己研さんに心がけるとともに、誠心誠意務めてまいりたいと存じます。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、副議長就任の挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第5 議席の指定

○議長 水島美喜子君 日程第5、議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定します。

議席は、お手元に配付した議席表のとおりでございます。

それぞれの席にご着席を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第6 市長挨拶

○議長 水島美喜子君 日程第6、市長挨拶。

善岡市長から挨拶の申し出がありましたので、これを許可します。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） おはようございます。改選後の初の臨時議会ということで、貴重な時間をいただきまして一言挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、議員の皆様方につきましては、本当に厳しい選挙を勝ち抜いてまいりました。今し方水島議長、増山副議長が決定されました。心からお喜びを申し上げる次第でございます。

私自身は、3期目も無投票でございました。私が一番注意しなければならないのは、無投票であるがゆえにいかに市民と行政の乖離をなくそうかと。ですから、私が行ったのは市長が先頭に立って市民の間に入って、行政の役所から市民を見るのではなくて、市民から見て役所はどういうふうに見えているのだろうということに腐心をしてきたところでございます。私が1期目に一番重要視してきたのは、財政基盤の確立と事業実証をどう両立させていくかと。それにはやはり長い行政経験の中から国の向かっていくべき方向をしっかりと見定めて、国の社会保障費はどんどんふえていく、それをどう抑えていくか、そこにはどう国は補助を導入してくるか、それを見定めた中で、砂川市のいわゆる社会保障費も年数がかかってでも何とか抑え込んで財政基盤をつくっていくか。事業をやめれば財政基盤はつくれますけれども、それではまちが衰退していく。だから、事業実施と財政規律を両立させるというのは非常に大変な事業でございましたけれども、何とか8年間の間でやはり砂川市の社会保障費を抑えたことによって経常収支比率は全道、市の中で1位に持ってくるのができた。ある程度の財政基盤はしっかりつくってきたところでございます。

この8月から市庁舎の建設が始まります。令和3年の3月には完成予定と。私自身は、箱物については経常経費がかかると、そう簡単にすべきではないというのがもともとの私の考え方でございますけれども、今砂川のまちの中を見ると少子化対策、高齢化対策、定住対策をやってきましたけれども、見た目でそれが実感するものがない。今国のほうで全額国費で無電柱化の事業が進んでおります。あと4年ほどで完成予定と聞いてございますけれども、それをあわせた形で中心市街地活性化基本計画でできなかったまちなぎわいを求める事業を何とかやっていきたい。その財源は、きちんと見つけております。といいますのは、いわゆる庁舎の建設のときに初めて交付税処置がされました。その金が7億から8億あると。新たな財源を見出さなくても、その範疇でできるような施設を何とか目で見えてわかる形、砂川のまちが変わったなど、そういう見えるものをつくりながら砂川の元気を出していきたい。今は多様性の時代です。いろいろな事業選択がございます。さきの地方選を見ても、事業選択の間違いで市長が交代すると、そんな事例も見てきているわけでございますけれども、いかに多様性を認めながらもまちがまとまって進んでいくかということがこれからの地方がしっかりと足を地につけて生きていく方策だと思ってお

ります。

議員各位の絶大なるご理解、ご協力をお願い申し上げ、一言挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございます。

◎日程第7 仮議長の選任を議長に委任することについて

○議長 水島美喜子君 日程第7、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題とします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、議長の任期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長の任期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

○議長 水島美喜子君 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第8 議案第1号 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長 水島美喜子君 日程第8、議案第1号 常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長が指名することにしたと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

総務文教委員に水島美喜子、増井浩一議員、飯澤明彦議員、中道博武議員、沢田広志議員、佐々木政幸議員、高田浩子議員、社会経済委員に多比良和伸議員、永関博紀議員、増山裕司議員、北谷文夫議員、小黒弘議員、辻勲議員、議会運営委員に増井浩一議員、飯澤明彦議員、沢田広志議員、以上のとおり指名いたします。

◎日程の追加

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

ここで、常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 常任委員会委員の辞任について

○議長 水島美喜子君 追加日程第1、常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

ただいま選任されました常任委員会委員のうち、当職につきましては選任された総務文教委員会委員を辞任したいと思いますのですが、このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に2常任委員会及び議会運営委員会を開会して正副委員長を互選し、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思っております。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時29分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

2常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告します。

総務文教委員会委員長に中道博武議員、同じく副委員長に佐々木政幸議員、社会経済委員会委員長に小黒弘議員、同じく副委員長に多比良和伸議員、議会運営委員会委員長に沢田広志議員、同じく副委員長に飯澤明彦議員、以上のとおり決定しましたので、報告いたします。

◎日程第9 選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第9、選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

砂川地区広域消防組規約第5条第2項議員に水島美喜子議員、同条第3項議員に中道

博武議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました水島美喜子議員を砂川地区広域消防組合同規約第5条第2項議員の当選人、中道博武議員を同条第3項議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました水島美喜子議員及び中道博武議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第10 選挙第4号 砂川地区保健衛生組合同議会議員の選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第10、選挙第4号 砂川地区保健衛生組合同議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

砂川地区保健衛生組合同規約第6条第2項議員に水島美喜子議員、同条第3項議員に小黒弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました水島美喜子議員を砂川地区保健衛生組合同規約第6条第2項議員の当選人、小黒弘議員を同条第3項議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました水島美喜子議員及び小黒弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第11 選挙第5号 中空知広域市町村圏組合同議会議員の選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第11、選挙第5号 中空知広域市町村圏組合同議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中空知広域市町村圏組合理約第5条第2項議員に水島美喜子議員及び中道博武議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました水島美喜子議員及び中道博武議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました水島美喜子議員及び中道博武議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第12 選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第12、選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思えます。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中空知広域水道企業団規約第5条第2項議員に水島美喜子議員、小黒弘議員、中道博武議員及び佐々木政幸議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました水島美喜子議員、小黒弘議員、中道博武議員及び佐々木政幸議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました水島美喜子議員、小黒弘議員、中道博武議員及び佐々木政幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第13 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第13、選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長

が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

石狩川流域下水道組合規約第5条第2項議員に水島美喜子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました水島美喜子議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました水島美喜子議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第14 選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第14、選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第2項議員に水島美喜子議員及び小黒弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました水島美喜子議員及び小黒弘議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました水島美喜子議員及び小黒弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

〔建設部長退場〕

再開 午前11時39分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第15 議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第15、議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについてでございますが、砂川市副市長、角丸誠一氏は令和元年5月10日をもって任期が満了となりますので、地方自治法第162条の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

記名してございます湯浅克己氏を選任いたしたいと存じます。

裏面に履歴等が記載されておりますが、湯浅君は昭和58年3月、弘前大学を卒業後、同年4月、砂川市役所に奉職いたしまして、現在まで記載のような職を歴任し、平成28年4月から建設部長として現在に至っております。勤務については、極めて職務に忠実で、精励をし、実績を上げているものであり、適任と考え、ここに提案を申し上げる次第でございますので、ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

〔建設部長入場〕 〔建設部長挨拶〕

再開 午前11時43分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第16 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第16、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、佐々木政幸議員の退席を求めます。
暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

〔佐々木政幸議員退場〕

再開 午前11時44分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、砂川市監査委員、沢田広志氏は平成31年4月30日をもって任期が満了いたしましたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

氏名の欄に佐々木政幸氏と記載をいただきたいと思います。

現職の議員でございますので、履歴等につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

この際、退席した佐々木政幸議員の入場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

〔佐々木政幸議員入場〕

再開 午前11時46分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第17 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第17、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案第4号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

議案第4号の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分条例は、砂川市税条例等の一部を改正する条例であり、専決処分年月日は平成31年3月29日であります。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、この条例の適用期日が平成31年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分により制定いたしましたので、承認を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては7ページ、議案第4号附属説明資料によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。附則第7条の3の2の改正は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めであり、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長及び申告書記載要件を不要とする改正規定であります。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

附則第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者が提出する申告書についての規定を追加する改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、軽自動車税のグリーン化特例について重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除する改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であり、この改正による税率の変更はございません。

附則第16条の2第1項の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第21条、都市計画税の法附則第15条第18項の条例で定める割合の定め、附則第21条の2、都市計画税の法附則第15条第39項の条例で定める割合の定め、附則第21条の3、都市計画税の法附則第15条第43項の条例で定める割合の定め、次のページをお願いします。附則第21条の4、都市計画税の法附則第15条第44項の条例で定める割合の定め、附則第23条、都市計画税の課税標準の特例の定めそれぞれの改正は、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、第2条は、砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成29年3月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要となったことによるものであります。

第82条の改正は、軽自動車税の税率の定めであり、条文中の文字の配字の適正化及び条文整理であります。

次に、第3条は、砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成30年4月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要となったことによるものであります。

第48条の改正は、法人の市民税の申告納付の定めであり、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出が困難な場合についての条文の追加及び条文整理であります。

附則第1条、施行期日の定め、附則第2条、市民税に関する経過措置の定めそれぞれの改正は、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

次に、6ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置の定めであり、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置、第5条は都市計画税に関する経過措置を規定しております。それぞれの改正に関する部分は、別段の定めがあるものを除き平成31年度以後から適用するもので、平成30年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法等の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第18 議案第5号 議員の派遣について

○議長 水島美喜子君 日程第18、議案第5号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） ただいま上程されました議案第5号 議員の派遣についてご説明申し上げます。

地方自治法第100条第13項及び砂川市議会会議規則第156条の規定により、次のように議員を派遣するものであります。

適用範囲につきましては、記載の各種会議及び議員交流会に議員を派遣するもので、派遣する人員、期間及び費用は、その都度議長が議会費の予算の範囲内で決定するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長 水島美喜子君 ここで、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から所管事務の調査付託についてが提出されております。

お諮りします。

所管事務の調査付託についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、所管事務の調査付託についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第2 調査第1号 所管事務の調査付託について

○議長 水島美喜子君 追加日程第2、調査第1号 所管事務の調査付託についてを議題とします。

本件については、2 常任委員会及び議会運営委員会からの申し出のとおり付託したいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、2 常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎日程の追加

○議長 水島美喜子君 続いて、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査が提出されております。

お諮りします。

総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査を日程に追加し、追加日程第3として一括議題とすることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査を一括議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 継続第1号 総務文教委員会継続審査

継続第2号 社会経済委員会継続審査

継続第3号 議会運営委員会継続審査

○議長 水島美喜子君 追加日程第3、継続第1号 総務文教委員会継続審査、継続第2

号 社会経済委員会継続審査、継続第3号 議会運営委員会継続審査の3件を一括議題とします。

本件については、各委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第101条の規定により、お手元に配付のとおり委員の任期中において閉会中の継続審査の申し出であります。

各委員会からの申し出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和元年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。

皆様のご協力によりまして日程どおり終了できましたことに心から感謝を申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

閉会 午後 1時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年5月8日

砂川市議会臨時議長

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員